

## 令和7年度 福津市会計年度任用職員（発掘作業員）募集案内

令和7年度福津市会計年度任用職員（発掘作業員）を次のとおり募集します。

1. 応募受付期間 随時受け付けています。

2. 募集内容等

業 務 内 容	市内各所の遺跡発掘調査事業の現場作業（土砂の掘削・運搬作業等）
---------	---------------------------------

3. 勤務条件等

任 用 期 間	1会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）以内
勤 務 日	月曜日から金曜日までの間で事業に応じて勤務
休 日 等	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等
勤 務 時 間	8時30分から17時までの1日7時間45分勤務（休憩時間45分） ただし、業務の都合上、変則勤務の場合があります。
時 間 外 勤 務	無し
勤 務 場 所	福津市内（事業により異なる）
給 与	時間額 1,127円～1,155円 このほか、地域手当相当額、通勤手当相当額※が支給されます。 （※印については、条件を満たす必要があります。）
休 暇	任用から6か月経過後、年次有給休暇が付与される場合があります。
社 会 保 険	無し
公 務 災 害	労働者災害補償保険が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

※採用までに関係条例及び規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

#### 4. 応募要件

年 齢 等	年齢・学歴は問いません。
応募要件・資格等	健康で屋外での土砂の掘削・運搬作業等に従事できる方。

※応募要件や資格を満たす方であっても、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は採用することができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・福津市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

#### 5. 応募方法

「令和 7 年度福津市会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、文化財課へ持参又は郵送にてお申し込みください。「申込書」は市役所本館 2 階 人事秘書課、市役所本館 1 階 総合案内、津屋崎行政センターで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

#### 6. 採用方法

提出された申込書を「会計年度任用職員台帳」に登録し、必要に応じて、書類選考等を行い採用します。

※ 1 登録されていても該当業務が無い場合は、採用されません。

※ 2 台帳登録期間は 1 会計年度内(令和 7 年度は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)です。翌年度以降は、改めて登録する必要があります。

#### 7. その他

採用はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月間(勤務日数が 15 日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

#### 8. 申込先及び問い合わせ先

〒811-3293 福岡県福津市中央一丁目 1 番 1 号 福津市役所別館 2 階 文化財課文化財係 電話：0940-62-5093 (直通)
--